

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第卷七十五第

貨幣よりの干渉……………高田保馬

戦力増強の理論……………柴田敬

大東亞戦争と日本女性の復興……………中川與之助

ペツテイの經濟理論……………白杉庄一郎

グスタフ・
ルーランドの農業經濟理論……………山岡亮一

支那私幣考補正……………穗積文雄

南方關係文獻展觀目錄

彙報

大東亞戰爭と日本女性の復興

中川 與之助

日本の女性は明治維新以來新しき發展階段に上つた。先づ明治政府は女性に關する舊き封建的陋習を打破せんとし、譬へば、華族及士農工商の四民各々婚姻勝手たるべしとなし(明四・八)、新教育令によりて女子にも男子同様に學校教育を施すこととなり(明五・二)、女子の神社佛閣の參拜が自由となり(明五・三)、又、僕婢娼妓の年期を制限し長期を解除又は短縮し、人身賣買奴隸に類することを禁止することゝなつた。(明五・一〇)かくの如くして明治以來日本女性は數百年の陋習から解放されたのであるが、固よりかゝる政策の指導理念は日本國體と社會に相應しき女性の創造にあつたことは言ふまでもなく、その意味に於てそれは日本女性の復興でもあつたのである。然し、その所謂復興は單に古代的傳統的なものを形式的に復活せしむることではなく、新しき時代に即應する能力をもつた女性の創造でなければならなかつた。明治時代に然らば女性に如何なる任務が課せられ如何様な女性が創造せられていつたであらうか、私はそれを明にする爲に明治政府の根本政策であつた富國強兵政策を回顧しなければならぬと考へる。何人も知る如く明治の日本にとりて何よりの急務は國防の安全を計るにあつた。而して國防の安全の爲には軍備を充實しなければならぬが、軍備の充實には經濟的國力の増進を計らねばならぬ。明治政府が急速なる富國政策即ち産業政策を樹立したことは又當然であつたといはねばならぬ。かくて新し

き日本は貿易政策を樹て輸出産業として傳統的な諸産業の改良進歩をはかつたことはいふまでもないが、更に新しき近代産業として綿糸紡績業の發展を奨励した。所謂輕工業時代が日本にも始まるに至つたのである。この輕工業の發展は勤勞者わけでも婦人・幼年の勤勞を際限なく要求することとなり、茲に夥しき女性群が「女工」として産業戦線に進出するに至り、産業勞働の擔當者として日本女性史上新しき時代を迎ふるに至つたのである。もとより國家が新しき産業政策を樹てたるは一に國家の爲めであり、これらの産業に國民を勤勞者として配置せんとする政策も亦共に國家的目的なるが故に、産業も皇道的であり勤勞者も亦皇道的であるべきことを期したことは變りはない。而るに何人も知る如く、我國の經濟は明治以來範を西歐的自由主義にとつた。固より西歐的自由主義がそのまゝ我國に移植せられしに非ずして、嚴たる我國體の力によりて多分に制約と創造とを加へられたるものであるが、しかも西歐的なもの自由主義的なものが滔々として我が經濟界を支配するに至つたことは否むことが出来ない。而してかゝる自由主義的思想の影響は獨り資本家・企業家階級に對してのみならず、勤勞者たる女工群にも押し及ぼされしが故に、日清日露の戰爭を経て、我國自由主義經濟の發展するにつれて、我國に於ても西歐に於けると同様な所謂「社會問題」及「勞働問題」が發生するに至つた。之を女性の側からみれば、彼等は産業界に於て西歐的勞働政策の適用をうけ、それに對して西歐的自由主義の立場から彼等の權利や利益を主張するに至つた。之は明治維新當時の指導理念から觀れば甚しき歪曲であるが勢の趨く所如何とも致し方がなかつた。かくて新しき任務を課せられて創造されていつた新時代の日本女性は自ら西歐的なならざるをえなかつたのであるが、併し茲に注意せらるべきことは、明治大正を通じて日本女性の西歐化の程度が程左大なるものでなかつたといふことである。之は何によるか、それは一つには古來の傳統的思想が強く女性殊に農村出身の女工達

を支配してゐたことによるが、他には新國家が經濟上には自由主義を採用しつつも、社會全體の經營の根本方針としては傳統的家族制度を捨てず、殊に新しき時代の要求する夥しき勞働人口並びに強兵健兵の產出の爲にも益々家族を維持發展せしむる必要がある、女性に對して不斷に家族道德・母性道德を要請せるによるものといはねばならぬ。富國政策は女性を自由主義の世界に送り強兵政策は日本の傳統の世界に女性を引止めたといひうるかと思ふ。富國政策として産業界に送り込まれる女性も何れは家庭の母となるべきものとせられ、女性の勤勞は一時的・暫時的なものとして取扱はれた。女性勤勞者を勞働者としてみるよりも女性としてみるといふことが社會の一般通念となつてゐた。之が一部の殊に西歐的思想の人々からは、婦人勤勞者が男性勤勞者と等しく勤勞者であり乍ら女性としての特別の取扱をうくるの不當を鳴らして止まぬ所でもあつた。

兎に角、明治以來日本女性は社會的活動舞臺を廣くし且つその價值と地位とは前時代即ち封建時代とは比較にならぬ程向上したのであるが、しかも女性に國家社會が西歐に於ける如く人間としてであるとか個人としてであるとかよりも女性としての要求をもつた點に於て傳統的なものを踏襲する所が少くなかつた。即ち明治時代に入りても日本女性の理念は根本的には家婦型であり賢母良妻型であり、男女平等といふよりも男女差別觀が依然として強く支配してゐた。次に述ぶる如く、明治以來西歐流の「婦人解放」論が我國にも移入せられたが、我が國に於てはそれは遂に大なる勢力となりえなかつた。明治大正を通じて日本の「婦人解放」運動は決して華々しきものでなく、日本女性の多くは馬耳東風に、致々黙々として只管家の爲め國の爲め賢母良妻たらんとしての行を積んで來たといへるのである。之は既に述べし如く明治以來の國家社會の要請でもあつたのであるが、而も日本女性がそれに満足し或はそれに耐へ敢て西歐的な「婦人運動」に走らなかつた點に、日本文化が西歐文化と甚

だしく異なるものを有することを知らねばならぬと考へる。殊に「婦人運動」・「解放運動」の華々しかりし西歐が逆轉して、今日「婦人解放論から婦人を解放する」ことこそ眞の婦人解放であるときへ叫ばれるに至つたことを思へば、日本女性の文化に一層深き檢討を加ふべきものあるを知らしめるのである。

翻つて吾人は明治以來日本女性の創造に影響を及ぼしたる西歐的婦人解放論を一瞥しようと考へる。既に論じたる如く、明治大正を通じて我國の所謂婦人解放運動は社會的には遂に華々しきものとならずして終つたのであるが、而も我が國の女性殊に知識階級の女性に與へたる影響は相當大なるものがあり、それは今日と雖も依然として完全に清算されたとなし難いものがあるのである。

二

概觀的にいへば明治大正の初期にかけての我國に於ける「婦人解放」の理論は、個人主義・自由主義的であり大正半頃より昭和の初期にかけてのそれはマルクスの・階級主義的であつた。それは正しく各々の時期に於ける一般社會思潮に相應する。先づ第一期に於ける婦人解放論をみる。自由主義・個人主義は本質として反國家的・反宗教的・非傳統的であり人道的・人間的従つて又國際的・世界的にして且つ理的・合理的であるが、それが婦人解放論にも現はれて、女性を女性とみる前に人間として或は個人としてみ、男子と同様な「人間の權利」・「個人の權利」を「婦人の權利」(Right of Woman, droit de la femme)として要求した。更に新しき女性的人間像として描かれしものは、それが理的批判的であり男子と同等の社會的自由を獲得することであり、家庭的拘束から出來るだけ解放されることであつた。解放された女性が自ら非國民的・非歴史的・非傳統的従つて又非家庭的となつていつたのは當然である。勿論、當時に於ける婦人解放論は例之福澤諭吉の如く、世界的日本を建設せんには

日本女性をも迅速に向上せしめざるべからず、一國の人民の負擔が「文明諸國に於ては男女の間に之を分擔し我日本の如きは唯人民の一半たる男子のみの負擔たるが故に彼我國人の知徳を正に同一様なりとするも其國を維持するの力は半數の相違あるものと知るべし」(男女交際論)との大局的見地に出るものもありて、必ずしも總てを輕卒なる歐化論となし難きものがあるが、しかも他の方面に於ける啓蒙論と同様に、この方面に於ても西歐的なものが、無批判的に多く攝取せられるに至つたことは事實であり、殊に前述せる如く經濟が自由主義に倣ひ、女性が多く自由主義的經濟社會に進出するに至りし事情に顧みれば、洵に止むをえざるものがあつたといはねばならぬ。

抑も歐洲に於ける「婦人解放運動」は遠くその源を十三四世紀の文藝復興に發し佛蘭西革命を契機として急激に發展するに至れるはかつて吾人の述べし如くなるが、かやうな婦人解放論は英吉利・佛蘭西・米國・獨逸等より我國に流入するに至り、就中、英吉利のジョン・スチュアート・ミルの婦人隷屬論(The Subjection of Woman, 1869)は諸國に於けると同様に我が國に於ても婦人解放論の聖書¹⁾の如く尊重せられた。

ミルの婦人解放の原理を要括すれば女子の男子への隷従は原始時代に男子の腕力の強かりしことに發しそれが永年の慣習として傳承發展せしものにして理論的根據なし。婦人を社會的に解放すれば男子の我儘が減少し社會は有用の女子を擧げて社會的に重要な任務を託しえ、男子にとりては眞に好伴侶となり市民としても職分を盡しえ、殊には女子が自由を以てその才能を思ふまゝに伸張しうる。而して婦人をかくの如く解放するの道は婦人に社會的地位を解放し政治的選舉權を與へて法律的に婦人を男子と同等待らしめねばならぬ。世俗に行はるゝ女子の本性論・無能力論・能力劣等論等は概ね男子の利益の理論にして合理的根據が存せぬ。法律上男女の平等は正義の要求であり家庭として文明的道德の淵源たらしむる唯一の方法であるとなすのである。

同書は既に明治十五年に邦譯せられた。明治九年の土居光華著「近世女子大學」は「貝原氏の女大學を閱し其

1) 拙著、ナチス社會建設の原理

教の因陋なるを笑ひ、婦女に關する舊道德を破壊し新道德の起らざるべからざるを説けるものなるが、その所説はミルの所説によれるものである。この外、明治十八九年頃には福澤諭吉が「日本婦人論(正・續)」(男女交際論、「品行論等を著はした。之も儒教・佛教わけでも儒教的な女性訓を排してそれらは何れも「一國中の男の爲に便利なる工夫」のみ選べるものであるとか、男女は格別異なることなく「其心の働に於ても正しく同等にして男子の爲す業にして女子に叶はざるものなし」(日本婦人論)とか、「婦人は男子と同様の身分にして同様の權利を持ち財産身代として男子と同様に所有す可き筈なり」(同上)とか、その他「東方的男尊女卑」を排し「男女有別」を因陋となす等々一般的にみてミルの影響も極めて大なりと考へらるゝのである。明治初期に勃興したこれら婦人解放論は明治二十年以後は歐化に對する反動として擡頭し來れる國粹思想運動、例之、大八洲學會・大日本國教社・政教社日本弘道會等の運動によりて、殊に明治二十五六年に燃え上れる反基督教運動によりても次第に抑壓沈退するに至つた。然し、日清日露の戰爭を経て明治四十年頃に至るや、日本經濟の偉大なる飛躍につれて、近代的社会問題が發展するに及び、殊にニイチエの意力的個人主義や當時西歐を風靡したる自然主義の影響をうけて我國にも亦新しき婦人運動が勃興し來つた。その運動として天下の耳目を聳たしめしものは平塚雷鳥一派の青鞜社運動である。青鞜社運動は婦人自らの手によりて、婦人の解放運動を始めたものであり、明治以來の日本婦人運動史上に一時期を劃するものといはれる。この運動はその宣言によれば、淺薄なる男女平等を説いたり形式的な婦人の壓迫や拘束からの解放を説くものに非ず、婦人即ち「隠されたる我が太陽」に潜める能力・天才を發揮せしめようとするのであるが、而も女性独自の能力・天分を自由に發揮せんとする所に、且つ女性が太陽から「他の光に依つて輝く」蒼白き月に轉落してゐるとなす所に、國民として或は男性への協力者としてよりも、「個人」として

「人間」としての女性の解放を説くに急であつたといはねばならず、果してその一派は所謂「新しい女」として社會から冷笑・罵詈・輕蔑されることとなりその運動も間もなく消滅するに至つた。この運動にはエレン・ケイ、オリヴ・シライネル、エンマ・ゴルトマン等外國女流思想家やハバロック・エリスその他の婦人に關する思想の影響大なるものがあつたといはれる。青鞥社運動以後十年にして大正八年に新婦人協會が生まれ、次で關東大震災の後に東京聯合婦人會が生れた。この頃からが我國に於ける婦人解放運動の第二期といふべく婦人の社會問題・勞働問題が特に重大視せらるゝに至り、職業婦人聯盟・女子學生聯盟・女教員會・國際勞働婦人協會等各種の職業婦人團體も生れ職業婦人・婦人勞働者の解放が叫ばるゝに至つた。之等婦人運動の精神は必ずしも一様ではないが、婦人教育の向上・婦人參政權の要求・職業婦人の保護・婦人に不利なる法制の改廢等に就ては殆ど一致し、又その思想には社會主義・階級主義的なものが浸透してゐたことは既に述べし如くである。例之、從來の賢母良妻主義の教育は「女子を忠實な家庭奴隸單なる家庭消費者に育て上げることに汲々とした……」ものであるとか、「資本主義の發達は婦人勞働の上に目まぐるしい進展を示した。精巧な機械の發明は賃銀の高い成年男子の熟練勞働者を工場から驅逐してそれに代る賃銀の安い婦人や少年の不熟練の勞働者を歡迎した。今や婦人勞働者はその劣悪なる勞働條件を以て男子の熟練勞働者の前に恐ろ可き敵として隔んでゐる。……我國の如く全勞働者の六割を婦人が占めてゐるといふ國に於て、この多數に上る婦人勞働者が組織なく知力も乏しいまゝに資本家のほしいまゝなる搾取に委ねられてゐるといふことは重大な問題である……」等といふが如き、その他、婦人參政運動の理由として一、婦人に對して不公平なる現行法令及び社會制度を改善する爲に、二、戀愛と母となる權利と義務の爲に、三、性の尊嚴を維持する爲に、四、無産階級の婦人を家庭から追放する經濟問題を解決

する爲に等々を掲げし如き明に之を證するのである。

之を要するに、我國の明治以來の婦人解放運動は自由主義及び社會主義の理論的影響の下に發展したものである。而してこれらの運動は我國古來の儒教・佛教の女性訓や傳統的女子の訓練や躰を固陋なりと排斥し、封建時代の女大學その他女四書などは一顧の價値もなきものとして葬られた。然るにも拘らず、我が國に於ける西歐的婦人解放論は決して男子はいふまでもなく婦人大衆をも動かすに至らなかつた。之を一般からみれば、新しき日本女性性は決して封建時代そのまゝの状態に止まるべきでないが、さりとて西歐的理論によりて西歐化すべきものでもなく、新時代に即した日本的なものに沈潜しつゝ、即ち皇道的なものを求めつゝ昭和維新時代に入るに至つたのである。

三

滿洲事變以來殊に大東亞戰爭勃發以來、戰爭の必要に應じて國內に色々の變革が次から次へと行はれ、婦人問題はそれらの問題に紛れて影をひそめたかの觀なきにしも非ずであるが、實は我が國に於て今日程婦人問題が重大化して來てゐることは恐らく歴史上にないであらう。この問題は今後益々明瞭に國民の前に展開されるであらうと考へらるゝ。その理由は何か、言ふ迄もなく一には大東亞戰爭完遂に伴うて生じて來た人口問題・勤勞問題更には國民教育問題・國民保健問題であり、他には日本の家族制度の復興發展政策に伴うて生じたる母性の復興問題である。更に最後に乍然極めて重要な問題は西歐的女性解放論の再検討である。今次の戰爭勃發以來海に陸に空に我が國は忠勇無比の幾多の軍神を輩出しつゝあるが、それら軍神を育て上げし母性は凡そ西歐的婦人解放論からは縁遠き存在であるといふことである。このことは新しき日本の女性の理念に就て今重大なる問題を投

げかけつゝある。思ふに人口問題、勤勞問題、教育問題、家族の維持發展等の解決なくして大東亞戰爭の完遂は不可能である。換言すれば女性の積極的・自覺的・獻身的協力なくしては到底戰勝は期し得ないのである。この大東亞戰爭下に於て日本婦人は如何に活動すべきか、如何なるものが典型的日本婦人か、日本女性・母性を如何に保護すべきか等は直接に戰鬥力を左右する切實なる問題となつて來たのである。

四

今や日本は日本歴史的にも世界歴史的にも全く新しき時代に躍進しつゝある。即ち滿洲事變以來の日本は政治的に大東亞を指導し更に獨伊との協力によりて世界の舊秩序を更新するの大使命を負ひ刻々に新しき大東亞と世界を創造形成しつゝある。明治維新によりて我が國は「世界の日本」となつたが今や「日本の世界」の時代を迎へんとしつゝある。この偉大なる發展は勿論日本文化が他の文化に優ることの證左であるが、戰爭目的達成の爲めには今後益々その文化の優秀性が發揮せられてゆかねばならぬ。而して文化の優秀性は何よりも國民の人間の優秀性となつて現はれねばならぬが故に、新しき時代の日本人は男性も女性も不斷に世界に冠たる日本文化の運載者としての自己を鍊成しなければならぬ。吾人が新時代の日本の人間像を問題にする所以も亦茲にある。而して卒直に吾人の確信をいふならば、日本國體は萬國無比なるが故に日本人は人間としても萬國無比たりうるし又ならねばならぬ。蓋し國體は人を生み人を育てる根源である。この根源にしてその優秀なること萬國無比なる以上、そこに生まれ且つ育てらるゝものが萬國無比のものでありうることは當然のことなるが故である。かくて新しき日本女性を育成するには、何よりも日本女性をして日本の國體をよく理解して皇國の女性としての自覺をもたしめねばならぬ。自覺こそ信念・行動の従つて自己形成の原動力である。更に國家・社會としては日本女性をして

眞に日本女性たらしむる様に保護指導しなければならぬ。新しき女性育成の根本原理は右の如くなるが、之を現實的に考察する場合にかやうな抽象論のみに委ぬるをえず具體的に解決すべき幾多の諸問題が存するのである。然れども具體的な女性問題を一一網羅することは本論の目的に非るが故に、具體的に課せられてゐる女性問題解決の根本的方向を指示したいと考へる。日本女性問題として解決すべきものを消極的・積極的の二つ面に分つ。消極的な面とは日本女性のもつ前時代的の非日本のものを拂拭することであり、積極的な面とは新時代殊に大東亞戰爭完遂上女性として國家・社會の託してゐる任務を果すことである。前時代的な非日本のものといへば古く遡れば儒教的・佛教的なものにもその殘滓を認めうるが、日本女性が直接的な影響をうけ向その生々しい體驗が完全に消え去らぬものは米英的自由主義とマルクスの唯物主義である。これらの外來的思想が日本人間像を如何に歪曲したか、一部階級の日本の女性が如何に歐米化しつゝあつたかは表面に現はれたる近き過去の事實を回顧してみただけにても疎然たるものがあるであらう。物質的欲望の膨脹・自由享樂の追及・女性道德の頹廢・男性の蔑視・歐米的文化の盲拜模倣等々がそれであつた。勿論それは女性のみを過誤に非ずして男性の無自覺・無能化甚だしきは男性の女性化などの廢頹現象も亦與つて大なる力がある。併し今やそれは凡て過去に屬する。日本の男性は男性としての本領を發揮して或は軍人として或は産業戰士として「ますらを」振りを發揮しつゝあるが故に、女性も亦日本女性としての本領に復らねばならぬ。即ち利己主義・享樂主義・國際主義・階級主義等をすてて國體に即する皇民に歸ることが根本である。次に日本女性の積極的問題とは女性が積極的に發揮すべき能力の問題である。思ふに男性といはず女性といはず國家の爲に能力のあらん限りを盡すことは皇國民としての本分なるが、今日の情勢に於ては女性に就て特にこの自覺を促さざるをえぬのである。今次の大東亞戰爭はか

つて世界史になき大規模且つ深刻なるものである。されば又この戦争は殆ど際限なく武力戰場と産業職場に人を要求する。即ち豊富なる人口資源の供給の必要が之である。而してかゝる人口資源の供給は家庭の母性に於つて外ないのである。かくて何よりも女性が母性となることが緊急なる任務となつて來た。然らば女性は單に家庭内の母性としてのみに止まりうるかといふに之亦許されえない。蓋し男性が武力戰場に出動するにつれて産業職場に勞力の不足を告ぐるが故である。この産業勞働の補填は結局女性にまつて外ない。女性の産業上の動員は諸國に於けると同様我國に於ても免れえざる所であり、現にその方面に於ける女性の進出夥しきものがある。戰場への兵士と産業への戰士の供給が直接に戰鬪力を決定することを思ふとき、戰の勝敗は半はゞ女性の手に握られてゐるといへるのである。洵に女性の積極的・自覺的協力なくしてこの戦争の完遂は困難である。吾人は戰時下に於ける女性の最大の任務を人口と勞力の供給にありとなしたが、女性の擴大すべき分野は勿論狹義の産業に止らずして、教育・學術・技藝に官公廳の事務に或は厚生・社會事業方面に進出すべく、更に又、銃後の思想・道徳・信仰・生活・慰安・風規等に女性のもつ役割は甚大なるものがある。女性は建設力も偉大なるが破壊力も亦恐るべきものがあるが故に、女性自ら女性の社會的國家的價值を内省批判して建設的能力を發揮しなければならぬ。日本の女性に國家への奉公と男性への協力を今日の如く厳しく要請した時代はないであらう。今日のこの女性への要請は日本の全女性に對する國家と全社會のそれであり、それは少くとも戰爭完遂まで間斷なきものである。今こそ日本女性はこの國家的國民的要望に應ふべく三千年鐵へ來れる本領を發揮しなければならぬ。新しき戰時下に於ける女性の國家的・社會的任務は右の如くなるが、この女性をしてかゝる任務を果さしむるものは實に國家・社會の態度であり政策であるといはねばならぬ。女性が如何に自覺を高むるとも若し國家・社會が徒ら

に因習に囚はれて女性の機能・能力を十分に發揮しえざらしめば女性も亦如何とも致し難いであらう。但し茲に吾人の注意せんとすることは過去に於ける女性文化は總て陋習であつたとすすが如き粗大なる解釋をすつべきことである。皇道の本義に照して傳統的なものにも尊きものが多く存するのであつて、それを悉く封建的であつたとか男性本位であつたとすは偏見であり眞理を無視したるものと考へられる。而して新しき時代の國家・社會の女性保護又は指導政策は皇道の本義に照して踐むべき女性の本務を明にして、その本務の實踐を可能ならしむる爲の政策でなければならぬ。それは單に女性の爲にあらず、さりとて男性の爲めでもない。只管國家の爲めである。即ち皇道實踐の男性の協力者・一體者としての女性の爲めである。この意味に於て女性も男性と同様に皇民として何等の差別あるべきでない。新しき女性の具體的保護政策は上述の女性の任務に即應して考へらるゝ。即ち第一に女性を母性たらしむる爲めには結婚の保護・出産の保護・育児保護即ち母子の保護をなさなければならぬ。結婚の保護としては優生政策として結婚當事者の健康とか遺傳が重要視せらるべく、更に結婚の媒介・成立を深く考慮しなければならぬ。近時結婚相談所が設けられつゝあるが、戦時下結婚難が益々加はりゆくことを思ふとき、而してそれが銃後の問題とも尠からず關係あるを思ふとき、國家社會が更に慎重なる對策を樹つべきなることを主張せざるをえぬ。結婚は勿論出産を豫期すべく、人口政策からみても出産の多かることを獎勵せざるをえぬが、それには妊産婦及び産兒の榮養・休養・醫療政策が極めて大切である。所謂母子保護事業の如きは今日よりも更に擴大充實せらるべき秋に迫つてゐると考へらるゝ。第二の婦人勤勞の保護問題を考察するに、之は一般勤勞保護政策の適用をうくるは勿論なるが、更に婦人勤勞者は女性・母性としての特別の保護を要する。例之、勤勞部門或は領域に就ても勤勞時間・休養問題等に就ても女性・母性を破壊せざることを根本義となすべき

である。戦時に於て男子勤勞者の漸減することを、且又一般に婦人勤勞者の賃銀の低きこと等の爲め婦人勤勞者の需要は益々擴大してゆくであらうが、勞働力の不足もさること乍ら女性・母性の破壊は更に恐るべきものあるを思うて、女性勤勞の配置と保護とは慎重を期すべきである。女性問題は以上述べたる外、女性の政治上・法律上の地位・女性の教育等多く存するが、これらも舊時代の如く男性への抗争や階級意識の昂揚によりて解決すべきものに非ずして、國家的・全體的必要に應じて次第に解決すべきものである。解放の爲めの解放や理論の爲めの理論は女性問題を眞に解決するものに非ることは既に過去の經驗によりて十分に立證されたのである。而して之を國家的國民的見地よりする場合に、日本女性が女性として、殊に大東亞の指導國家の女性として眞に男性と協力し或は男性を助くるに必要な政治上・法律上の地位が與へられ、教育上の機會の附與せらるべきはいふまでもないであらう。

結 び

以上之を要するに明治以來の我が國女性の理念は大勢としては依然として傳統的なものであり、そこには多分に佛敎的・儒敎的女性觀が指導力をもつてゐた。この支配的指導原理及び傳統的女性生活を變革しようとしたのが西歐的自由主義及びマルキシズムや社會主義であつた。併しそれらの所謂婦人解放論は日本女性にとりても一般社會にとりても、餘りにもかけ離れた狂激なものであつて、遂に日本女性にふさはしき解放の理論となりえずして昭和維新の時代に入るに至つた。今や滿洲事變に引繼ぐ大東亞戦争のさ中にある。新時代は日本民族の世界の躍進の時代であるが、日本女性も亦かつて我歴史にみざる大任務を負ふこととなつた。わけても人口問題と勞働問題とは女性の積極的協力なくしては解決のつかぬ緊急の問題である。女性が國家の爲めに體力・知力・性能

のあらん限りを以て奉仕すべき秋である。今こそ日本女性はその自覺に基きて自ら新時代の任務を負擔するにふさはしき女性に自らを創造し鍊成してゆかねばならぬ。而して新しき女性は何よりも國體の本義に徹し我が國家民族の特質を深く把握し、自己の生命の淵源の遠く且つ聖なるを知り、皇國女性の至聖なる任務と偉大なる素質に目覺め大東亞戰爭下に女性としてのこの聖なる榮ある任務を負ふことを感謝歡喜し、男性が戰場に一死以て公に奉ずる如く、銃後に女性として母性としての任務に一切の私を抛たねばならぬであらう。勿論かの權力や階級制度の壓迫の下に矮曲された女性の理念の如きは新時代にふさはしからず、又、歐米的自由主義・個人主義階級主義も亦勿論今日の女性的人間像とはなりえない。然れども皇國の精神に徹する場合に吾人は新しき時代の女性を形成する幾多の女性を日本歴史から甦らしうるのであり、且又新時代の任務を自覺する場合に自ら新しき女性の形成原理を明にしうるのである。かくて古くは楠木正行の母、吉田松陰の母、山内一豊の妻さては野村望東尼・奥村五百子等々又新しくは大東亞戰爭に於て輩出しつゝある軍神を生める母性達、さては至る處の職場に産業戰士として光りつゝある幾多の女性これらは悉く新時代の女性的人間像となりつゝある。文部省は昭和十七年に全國各府縣道の家庭教育の擔當者三十八名を招集して家庭教育振興協議會を開き「家庭に於ける母の戰陣訓」ともいふべき五ヶ條二十五章に互る指導要項を發表し、國民學校令及び高等女學校の學制改正に就ても新時代の女性の進むべき大綱を示してゐる。女性的人間像の問題として學者も亦佛敎の玉耶經や儒敎の曹大家女誡を再檢討し或は皇道的婦人道徳をその傳統に遡りて究明しつゝある。察するに國體の優秀にして萬國に比なき我國に於ては女性的人間像としても未だ如何なる國も究知しえざりし偉大なるものを生むであらう。日本女性こそ眞に世界の女性を照らす光明となるであらうし、又なるべきものと確信するのである。(一八、六、一)